

Hoshina Music Office 編曲許諾書

Hoshina Music Officeは、保科洋が著作権を有する作曲作品および編曲作品について、以下の条件が満たされる場合に限り、編曲を許可します。

1. 編曲を許可する楽曲について

以下のいずれかに該当すること。

ア) 保科洋の作曲作品

イ) 保科洋の編曲作品のうち、原曲の著作権が既に切れているもの

※出版社から出版されている楽譜につきましては、Hoshina Music Officeの編曲許諾書を使用してもよいか、出版社にご確認下さい。

2. 公表時の条件

公表の際は、公表形態（演奏会、CD等録音、コンクール使用など）を問わず、作曲者氏名および編曲者氏名を明記すること。

3. 編曲作品の権利について

保科洋の著作権が残存する期間中に、JASRAC等著作権管理団体の編曲審査に提出しないこと。

編曲作品について、保科洋からの「公認」またはそれに類する呼称を使用しないこと。（編曲許可は、編曲の内容について保科洋が公認するものではありません）

以下の空欄に署名をお願いします（署名のないものは無効）

私_____は、上記の編曲条件を遵守します。

楽曲名_____

許諾日_____年____月____日

Hoshina Music Office

代表 保科 洋

〒193-0941

東京都八王子市狭間町1464-1-2-902

TEL 042-668-3498 / FAX 042-633-0693

